

公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助要綱

	令和4年10月27日
	4 生消生第344号
	令和5年6月30日
一部改定	5 生消生第161号
	令和5年12月26日
一部改定	5 生消生第493号
	令和6年10月18日
一部改定	6 生消生第316号
	令和7年4月23日
一部改定	7 生消生第16号
	令和7年10月10日
一部改定	7 生消生第367号
	令和7年12月25日
一部改定	7 生消生第521号
	令和8年8月4日
一部改定	8 生消生第255号

(趣旨)

第1 この要綱は、公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助金（以下「燃料費補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 この要綱は、昨今の原油価格高騰等を踏まえ、都内の公衆浴場の営業に必要な燃料に係る経費の一部を補助することにより、公衆浴場の経営の安定を図り、都民の入浴機会の確保に資することを目的とする。

(定義)

第3 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和39年東京都条例第184号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場又は法第2条第3項の規定に基づき特別区若しくは保健所を設置する市が定める条例において規定する普通公衆浴場をいう。

2 この要綱において「経営者」とは、公衆浴場を現に経営している者をいう。

(補助対象者)

第4 補助を受けることができる者は、公衆浴場の経営者であつて次の事項に該当する者とする。

(1) 申請日時時点で公衆浴場を営業しており、令和9年3月31日まで経営を継続する意思があること。

(2) 事業税及び都民税を現に滞納していない者

(3) 補助を受けようとする年度において、同一の期間及び公衆浴場を対象としてこの要綱による補助を受けていない者（知事が特に必要と認めた場合は除く。）

2 前の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（補助対象経費）

第5 補助の対象となる経費は、補助対象者が経営する公衆浴場に係る都市ガス、重油、廃油、薪その他の燃料に係る経費（以下「燃料費」という。）とする。なお、燃料費には、薪燃料使用後の灰処分費用や燃料の運搬費を含む。

2 消費税については、補助対象経費に含まないものとする。ただし、補助を受けようとするものが、消費税を含めることを希望する場合はこの限りではない。

（補助金の額）

第6 東京都が補助の対象とする補助金の額は、別表により算出して得られた額とし、1公衆浴場につき312,000円を上限として、予算の範囲内で補助する。

2 前の規定により算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第7 補助を受けようとする者は、公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業補助金交付申請書兼記載情報等の誓約及び同意書（以下「交付申請書兼誓約及び同意書」という。）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請日の属する月又はその直近前月に支払った燃料費の支払額が分かる領収書等の写し

(2) 既存の浴場施設の営業許可書の写し

(3) 印鑑証明書

(4) 法人の場合は、法人税申告書（確定申告書別表一）及び決算書（決算報告書における貸借対照表及び損益計算書）の写し（過去1か年の直近の決算期間）

個人の場合は、所得税確定申告書（確定申告書第一表）及び決算書（青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1面及び4面）、白色申告の場合は収支内訳書（1面））の写し（過去1年間の直近の決算期間）

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が令和4年度から令和6年度ま

でにこの要綱に基づく申請を行った者（以下「令和6年度以前申請者」という。）又は令和7年度及び令和8年4月から6月までにこの要綱に基づく申請を行った者（以下「令和7年4月—令和8年6月申請者」という。）であって、次に掲げる事由に該当する場合は、対応する書類の添付を省略することができる。

（1）令和7年4月—令和8年6月申請者は、第7 1（1）の書類

（2）令和6年度以前申請者又は令和7年4月—令和8年6月申請者であって、直近の燃料費補助金交付申請時から営業許可書の情報（施設の名称や経営者名等）に変更がないものは、第7 1（2）の書類

（3）令和6年度以前申請者又は令和7年4月—令和8年6月申請者であって、直近の燃料費補助金交付申請時から印鑑証明書の情報（氏名や住所、印影等）に変更がないものは、第7 1（3）の書類

3 補助金の交付申請書兼誓約及び同意書は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

ただし、補助対象浴場施設に係る工事その他やむを得ない理由により、期限までに交付申請書兼誓約及び同意書及びその添付書類の提出が困難であると知事が特に認める場合はこの限りではない。

（交付決定）

第8 知事は、第7の規定による交付申請書兼誓約及び同意書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には交付額を決定し、補助金交付決定書（別記第2号様式）により、また、交付しないことと決定したときは、通知書（別記第3号様式）により、それぞれ通知する。

2 知事は、前の規定の場合において必要があると認めたときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

3 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4 1（2）に規定する事業税を現に滞納しているか否かの確認のため、これを照会する。

4 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第4 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

5 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、交付申請書兼誓約及び同意書に記載した「他自治体からの燃料費補助に相当する補助金の額」が事実であるか否かの確認（正確な額の把握を含む。）のため、申請に係る公衆浴場が所在する行政庁（区役所又は市役所）へ照会する。

（申請の撤回）

第9 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

（交付決定の取消し）

第10 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業税又は都民税を滞納したとき。
 - (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、交付決定の内容若しくは条件、法令又は知事の指示に違反したとき。
 - (5) 交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (6) 交付決定者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、公序良俗に反する等知事が補助の対象として適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（別記第4号様式）により通知する。
- 3 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（実績報告）

- 第11 交付決定者は、当該交付の決定に係る補助対象公衆浴場の営業を行ったときは、速やかに、実績報告書兼支払金口座振替依頼書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前の規定による実績報告書兼支払金口座振替依頼書を受けた場合において必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

（補助金の額確定）

- 第12 知事は、第11 1の規定による実績の報告を受けた場合は、当該報告に係る実績報告書兼支払金口座振替依頼書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定書（別記第6号様式）により、交付決定者に通知するとともに速やかに補助金を交付する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第13 交付決定者は、第5 2の規定により消費税を含めて申請した場合には、申請補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、消費税額確定報告書（別記第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助対象経費に消費税額を含めないで交付申請を行った場合には、この限りでない。
- 2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を返還させることがある。

（補助金の返還）

- 第14 知事は、第10の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第10-1(4)の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、第4-1(1)に規定する期間内に、補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止又は休止したときは、知事の指定する額の返還を命ずるものとする。ただし、知事が特に認める場合はこれを免除することができる。
- 3 前の規定に定める返還額は、別紙に掲げる算式によって算出して得られた額とする。

（違約加算金及び延滞金）

- 第15 知事が第10の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
 - 3 知事は、1及び2の規定の場合において、第10-1(4)の規定により補助金の交付決定を取り消し、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（補助事業者の届出事項）

- 第16 補助事業者が、次のいずれかに該当するときは、速やかに知事に届け出なければならない。
- (1) 第10-1(3)に該当したとき。
 - (2) 住所又は氏名（法人の場合は、名称又は代表者職・氏名）の変更その他重要な変更を生じたとき。
 - (3) 補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止しようとするとき（別記第8号様式による届出）。
 - (4) 補助事業に係る公衆浴場の営業を休業しようとするとき（別記第9号様式による届出）。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

- 第17 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

（その他）

- 第18 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和４年１０月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年６月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１２月２６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１０月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１０月１０日から施行する。

ただし、施行日の前日までに申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和７年１２月２５日から施行する。

ただし、施行日の前日までに申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和８年８月４日から施行する。

ただし、施行日の前日までに申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

別紙

【返還額】

返還額＝既に交付された補助金額－令和８年７月から令和９年３月までの間に廃業又は休業した月数に応じて別表の補助金額算定方法により新たに算出された金額

※１か月未満の休業は休業月数に含まない。

別表

【補助金額算定方法】

〈補助金算出式〉

$$\textcircled{1} A ※ - B = C$$

※ A (ア) 又は A (イ)

$$\textcircled{2} C \times 1 \text{ か月 (令和 8 年 7 月分)} = D 1 \text{ (限度額 48,000 円)}$$

$$\textcircled{3} C \times 1 \sim 8 \text{ か月 (令和 8 年 8 月分～令和 9 年 3 月分)} = D 2$$

(限度額 264,000 円)

$$\textcircled{4} (D 1 + D 2) = E \text{ (限度額 312,000 円、千円未満切捨て)}$$

A：燃料費の実支払額（月額）

A (ア)：申請日の属する月又はその直近前月の支払額を燃料費の実支払額（月額）とする。

- ◆ 休業等により、申請日の属する月又はその直近前月における燃料費の支払実績がない場合は、令和 8 年度において最も申請日に近い過去 1 か月における燃料費実支払額でも可とする。
- ◆ 消費税を補助対象経費に含めて交付申請額を算定する場合は消費税確定申告書の写しを提出すること。（付表含む 過去 1 か年の直近の決算期間）
※免税事業者を除く

A (イ)：令和 7 年 4 月—令和 8 年 6 月分の燃料費補助金交付申請時の申請額を燃料費の実支払額（月額）とする。

- ◆ 令和 7 年 4 月—令和 8 年 6 月分申請者については、令和 7 年 4 月—令和 8 年 6 月の燃料費補助金交付申請時の申請額を燃料費の実支払額（月額）とすることができる。

B：他自治体からの燃料費補助に相当する補助金額（申請時点で補助額が確定しているもの）

- ◆ 東京都への申請時点で補助額が確定しているものについて記載する。
- ◆ 他自治体からの燃料費補助の補助対象期間が令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までを全く含まない場合は、記載しない。

C：（A－B）計算の基礎となる 1 か月当たりの金額

D 1：（C [上限 48,000 円/月] × 1 か月）令和 8 年 7 月の補助額（限度額 48,000 円）

D 2：（C [上限 33,000 円/月] × 1～8 か月）令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月までの補助額（限度額 264,000 円）

- ◆ 申請時点で 1 か月以上（その始まりの月の 1 日及び終わりの月の末日を含む月数）休業することが予め確定している場合は、休業月数分をその月が属する補助対象期間から除く（1 か月未満の休業は休業月数に含まない。）。

E：（D 1 + D 2）東京都からの補助額（限度額 312,000 円、千円未満切捨て）